慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	新西蘭に於ける近時の労働紛議
Sub Title	
Author	松崎, 寿
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.1 (1915. 1) ,p.75- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150101-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御記附を望む

印刷と帳簿は
ドコが良？
無論中屋！

東京市京橋區木挽町二丁目
中屋商店印刷所
電話京橋 三四二・一六七一、三〇九五
振替口座東京 一八一番

雜錄

新西蘭に於ける近時の勞働紛議

松崎壽

一

強制主義の和解仲裁的立法に關しこは新西蘭は他の諸國に先鞭を着けたるものにして、該制度の成績如何は社會政策上大に注目すべき問題に屬す。抑々新西蘭に於ては千八百九十年より同九十四年に至る間に屬々水夫竝びに炭坑々夫等の大同盟罷工發生して、經濟界に弊害を齎したること尠なからざりしかば、千八百九十四年當時の勞働卿「リーブス」の首唱により初めて仲裁和解的法規を制定し、爾後數回の改正を經て千九百年に及び產業和解及仲裁法（Industrial Conciliation and Arbitration Act）の名稱を附することゝ爲せり。而して同法實施の結果は一時看るべき實績を擧げ、九十四年より千九百五年に至る約十二年の間は全く同盟罷工の跡を絕ちたるが如き外觀を呈したりき。當時新西蘭を視察せる多數の識者論客は何れも口を極めて其效果を賞揚し、或は同島を以て眞に「同盟罷工のなき國家」（Country without strike）なりとし、或は「勞働者の樂園」（A worker's Paradise）なりと稱したる程なり。然るに千九百六年十一月十四日「オークランド」市に勃發したる市街鐵道從業者の罷工は圖らずも復興的機運を劃するの動機となり。爾來同盟罷工の頻發を看るに至りて仲裁法の效力は甚だ疑問のものとなれるが如し。次に千八百九十四年より最近に至る迄の同盟罷工數竝びに其結果を示さむ。

一、同盟罷工の件數は次の如し。

年次	件數
一八九四―一九〇五	無
一九〇六	一
一九〇七	一二
一九〇八	一二
一九〇九	四
一九一〇	一三
一九一一	二一
一九一二―一九一三（三月三十一日迄）	三五

二、各同盟罷工の結果は左の如し。

勞働者の成功せるもの	二五件
雇主の成功せるもの	四二件
和解に終れるもの	二八件
罷工の平均繼續日數（四十三件の小罷工を除く）	二三日
罷工關係勞働者總數（同上小罷工を除く）	三、六八六人
失業勞働者總數（同上小罷工を除く）	八、三八〇人
關係勞働者の賃銀損失額（一人宛平均三十三志十五片）	二八三、二〇六磅
關係雇主の損失額	一六〇、四一四磅
罷工者に課せられたる罰金總額	一、九一七磅
實際徵收せられたる同上金額	一、五三二磅

是等の數字は明かに和解仲裁法の不備なるを語るものと云はざるべからず。元來同法にては二人以上の雇主並びに七人以上の勞働者が自己の利益保全の目的を以て適法に團結を組織したる時は、之れを產業組合（Indnstrial union）と名附けて登記せしめ、以て其設立を擁護せしかば職工組合の組織は漸次發達を遂けて其數は次の如き增進を示せり。左千九百三年以來の大勢を示すべし。

各年末調査	職工組合數	組合員數
一九〇三	二五八	二七、六四〇人
一九〇四	二七三	三〇、二七一
一九〇五	二六一	二九、八六九
一九〇六	二七四	三四、九七八
一九〇七	三一〇	四五、六一四
一九〇八	三二五	四九、三四七
一九〇九	三〇八	五四、五一九
一九一〇	三〇八	五七、〇九一
一九一一	三〇七	五五、六二九
一九一二	三二二	六〇、六二二

是に由りて之を觀れば勞働者の組合は仲裁法の存在によりて數の上に於ては相當の進捗を看たるが如くなれども、而かも全般より觀察すれば尙普及せざる餘地多きは爭ふべからず。何となれば現在新西蘭に於ける賃銀取得者の總數は男女合せて三十萬人に上れるを以て、仲裁法によりて登記せられたる前記の組合員數は僅かに其五分の一に達するのみなればなり。此外に登記せられざる組合も尠なからずして其員數は總賃銀取得者の三十分の一を超過すと云ふ。尤も此內には千九百八年以來其登記を抹消したる組合をも包含せるなり。而して屬々產業紛議の動因となり仲裁法の效果を薄弱ならしめたるものは此三十分の一に餘る少數勞働者の行動に外ならず「マックレガー」が『產業和解及仲裁法は總ての我立法的經驗の內甚だしき失敗にして、唯勞働者の首領のみは自己の目的に利用し得るが故に之を忍ぶに過ぎず』と論じたるは。稍々極端に失ずと雖も亦其眞相を現はせるもの莫きにはあらざるなり。

二

今新西蘭に於ける勞働黨並びに職工組合の變遷に於て概況せむに、勞働者の首領等は始め自由黨（Liberal Party）と連絡を結びしが、其勢力の次第に旺盛を加ふると共に分離獨立を圖り千九百十年七月「オークランド」に開催せられたる產業及勞働會議の結果、新に新西蘭勞働黨（New Zealand Labour Party）を組織することゝなれり。同黨の政綱は政治的運動によりて生產分配並びに消費の手段を漸次公有に遷すにありしが、之と略ぼ時を同うして西海岸地方の坑夫組合の間には新西蘭勞働聯合會（New Zealand Federation of Labour）なる職工組合の中心機關設立せられたり。此聯合會は俗に Red Fed と

稱せられ、米國に於ける革命的勞働者の團體たる世界産業勞働者協會(Industrial Workers of the World)と連携し、總同盟罷工及び其他の「サンヂカリズム」的手段等の直接運動を以て其主張を貫徹せむとするものなりき。然れども幾許もなく此兩團體は解散して夫々新西蘭聯合勞働黨(United Labour Party of Newgealand)及び勞働聯合會(United Federation of Labour の手に統一せらるゝに至れり。聯合勞働黨は千九百十二年四月の産業及勞働會議終了後、同會議の實行部を主宰せし前「ミルウォーキー」大學教授「ワルター・トーマス・ミルス」の斡旋により成りたるものにして、有名なる「ポール」を首領に載き、幹部には仲裁々判所勞働者陪審官「マッカロック」等の錚々たる人物尠なからざりしも、其會員中に多數の社會主義者ありて異分子を包擁せると、且政治的經濟的兩方面の運動を一組織の下に集中せむと企てたるは著しき缺陥にして爲めに其發展を圖る能はざりしなり。但し勞働聯合會は新西蘭勞働聯合會の後身にして依然Red Fedと稱せられたり。

聯合勞働黨の成立後間もなく「ウェーヒ」金坑に激烈なる同盟罷工發生して、千九百十二年五月十三日より同年十一月二十日に至る迄前後六箇月の長きに及びたり。該罷工の原因は仲裁法による登記を抹消して勞働聯合會に加入したる坑夫と、同聯合會を脱して仲裁法の登記を受けたる機關手との闘爭に胚胎せしが、其結果は聯合會の直接運動と仲裁主義に對する反抗的態度とを遺憾なく曝露せしめたり。されば政府も止むを得ず、秩序を維持するが爲め警官を派遣して採掘を復興せしめ、仲裁法により登錄せられたる新組合をして從業せしむることゝなし、勞働聯合會に對しては解散を宣告するに至れり然れども聯合會は毫も屈することなく、若し必要の場合には最後の手段たる總同盟罷工に訴ふるも尚且辭せざるの態度を示せり。

然るに「ウェーヒ」の罷工は事なく鎭靜せしが、其終了後再び聯合勞働黨は解體して、別に社會民主黨(Social Democratic Party)なる一派の成立を告ぐることゝなれり。是れ曩にも述べたるが如く、聯合勞働黨の内には多數の異分子ありて其配合を圖ること極めて困難なりしかば黨の分裂は洵に免れ難きの勢なりしが、偶々千九百十三年七月「ウェリントン」の聯合會議に於て異論百出し、遂に前條の社會民主黨と舊來の聯合勞働黨と對立するに至りしなり。而して「トーマス・ミルス」並びに多數の急進的論者は相携へて社會民主黨に投じ、「ポール」、「ヴェッチ」、「リーアドン」等の保守的論者並びに代議士の約三分の一は依然聯合勞働黨の舊壘に據れり。然れども此變動により勞働黨の員數は著しく減少せしが、而かも彼等は勞働聯合會と氣脈を通じて政治上より新西蘭に於ける職工組合の過半を支配し後者の隆盛に赴くに從ひて其潛勢力は漸次强大を加へたり。想ふに當時勞働聯合會は鐵道勞働者を包擁する能はざりしも、坑夫、水夫並びに埠頭勞働者等の組合を統一して其地位は甚だ鞏固なりき。何となれば新西蘭の交通は殆んど海運によりてのみ行はるゝが故に、海運從業者の全部を支配する聯合會は仍ち交通機關を左右するものなればなり。

三

斯くの如く勞働聯合會の基礎鞏固となるに從ひ、雇主との軋轢は早晩免るべからざる運命なりしが、果然「ユニオン」汽船會社と造船工組合との間の粉擾によりて「ウェリントン」に同盟罷工の發生を看るに至れり。造船工組合と云ふは「ウェリントン」に於ける埠頭勞働者組合の支部にして、其本部は勞働聯合會と密接の關係を有し且仲裁法による登記を抹消せるものゝ一なりき。造船工組合の罷業は昨年十月十八日を以

て開始せられしが、埠頭勞働者は之に聲援する爲め十月二十二日の朝勞働停止に關する會議を招集せるに、會議の終了後各勞働者の埠頭に歸らむとするや其處には既に他の組合に屬する勞働者の從業するものあるを發見せしかば、組合の實行部は直に其退去を要求せしも汽船會社の拒絶する所となりし爲め終に同盟罷工の爆發となれり。而して該運動の指揮は勞働聯合會の掌る所なりしが、雇主は直接聯合會と折衝することを嫌惡せり。何となれば聯合會は仲裁法による產業協約(Industrial agreement)の締結に反對し、殊に領袖の一員例へば書記長「ヒッケー」の如きは激越なる論調以をて其の主義を反駁せるを以てなり。斯くて十月二十五日に至り船主並びに港灣會議（Harbour Board）の代表者は相會して對罷工策を議し總て從來の如き仲裁法によりて登記せざる勞働協會を廢棄して斯る勞働者を雇傭せざることゝ爲し、舊勞働者にして其從業に復歸せむと欲せば、法定の協約を締結するを要すと定めたり。而して一方政府に向つては必要に際し埠頭若くは其附近に於ける生命財產を保護するの施設を採るべき旨を請願せり。

當時政府も亦紛議の解決に腐心し、終に首相「マッセー」の斡旋により十月二十八日特別和解會議を開催することゝなりしが其會議に於て雇主側は次の六個の提案を出して其一を採用せしめむと主張したり。

一、仲裁法によりて勞働協約を登記すること
二、仲裁法によりて職工組合を登記すること
三、仲裁法第二十八條の違反に對しては千磅の罰金を課し勞働協約は之を國家的に締結すること
四、前條の違反に對しては五百磅の罰金を課し勞働協約を地方的に締結すること
五、政府の監督の下に其選任に係る委員によりて紛議を解決すること
六、仲裁者として「ヨシュア・ウィリヤムス」を擧げ之に一切の事件を委任すること

（註）仲裁法第二十八條とは勞働紛議の場合には勞働を停止することなくして其解決は之を和解會議の裁決に委し尙決せざるときは仲裁裁判所に附すべしとの規定なりとす

然るに此提案は全然聯合會の峻拒する所となりしより雇主は十一月一日再び會議を開きて協約が仲裁法によりて登記せられざる場合には一切の交渉に應せざることを約定せり。當時政府の一機關新聞は雇主側の意見を代表して次の言を爲せり曰く『「ウエリントン」の如き大商港の荷役が法律を無視せる團體の掌中に在るは甚だ危險なることなり。想ふに社會權の確立には絕大の困難を伴はざるべからず。怖らく一般公衆は吾人の屬々主張したる如く「サンヂカリスト」の支配に服從するよりも之に抵抗する方道義的にして且經濟的なることを察知せるならむ』と之に對して勞働者側は厭く迄舊協約廢棄を拒み且事件を仲裁々判所の裁決に委することをも退け、單に無條件の復歸を要求せるが、尙彼等は雇主が仲裁法の登記を强制するの權利なきことを主張し、該法は登記に關しては强制主義にあらずして認許主義に外ならざる旨を言明せり。斯くて勞働者は屢々會議を開きて益々强硬なる態度を繼續するに決せるより、埠頭は全く彼等の占有に歸し、一切の荷役は停止せらるゝの有樣なりきっ

十一月二日に至り首相「マッセー」は再び自由黨の代表者「ジョセフ・ワルド」、聯合勞働黨首領「ポール」及び其他の有力なる領袖並に勞働聯合會の代表者等を招集して、前後策を諮問せしが、其結果十一月三、四兩日に亙りて再度の特別和解會議を開催することゝなれり。同會議に於ては勞働者側は多少の讓步を爲して新協約の締結を容れたるも罷業に對して賠償金を要

求したる爲め此議は雇主の同意する所とならず殊に雇主側は依然として協約の登記を固守せしかば、竟に和解は成立するに至らずして了れり茲に於て乎政府は非常手段を以て罷工を鎭壓せむと決心し、既に十月二十五日より警視總監は都會並びに地方の壯丁を募集して義勇勞働者となし、埠頭の勞働に從事せしめしが、地方の農民は交通機關の停止によりて尠からざる困難を嘗めしを以て、自衛の手段としても進むで右の募集に應じ、彼の瑞典に於て千九百九年の總同盟罷工の際發生したる自由勞働團（Free Labour Brigade）の再現を看たり。要するに此手段は罷工者に大なる打擊を與へたるもゝ如し。

四

是より先き「ウェリントン」に於ける罷工の高潮に達すると共に、其影響は直に「オークランド」、「リッテルトン」、「ダニーデン」及び其他の海港に波及し、事態は略ぼ「ウェリントン」と同樣となれり。尤も「ハントレー」に於ては十月二十日に炭坑々夫の罷工爆發せしが、十月二十八日に至るや約三百の埠頭勞働者が「オークランド」に於て一齊に罷業を開始し、其紛擾は遙に「ウェリントン」を越ねたりと云ふ。「オークランド」に於ける一石炭商の言は克く新西蘭全島の雇主の希望を代表せるが故に、其一節摘錄せむに現在に於て吾人の採るべき唯一の方策は、假令數月の永きに紛議の繼續することあるも、之に堪へて其結果を一層慘憺たらしむるにあり。是れ最良の策にして軈て數年の平和を期する所以に外ならず。須らく吾人は矛を採りて罷工者と闘はざるべからず』と、斯くて爭闘は日々激烈となり、十月の末に於ては埠頭勞働者にして罷工に關與せるもの五千人の多きに及べり。

當時各都市の郊外には義勇勞働者並びに新募の警官多數駐屯せしかば、十一月五日「ウェリントン」に於ては此等の警官及び義勇勞働者と罷工者並びに其與黨との間に衝突を惹起し爲めに三十餘人の死傷者を出したる程なり。然れども翌六日には騷擾鎭定し、埠頭の荷役は水夫の援助により仲裁法の登記を經たる新組合に倚りて開始せられたり。而して新組合は始め僅に四十七人の組合員を有するに過ぎざりしが、十二月の末罷工の終結する頃には二千以上の勞働者を吸收するを得たりと云ふ。但し其多數が農民なりしは注意すべき事實なりとす。「オークランド」に於ても事件の經過は全く同樣にして、十一月八日千餘人の警官及び義勇勞働者を派遣して、罷工者の手より埠頭を奪取せしかば、勞働聯合會は猥りに警察力を用ひたりとの理由により「オークランド」に於ける總同盟罷工を宣告せり聯合會幹部の報告によれば十一月十日に現に罷業せる組合の數は十四にして、其勞働者は七千五百餘人に達したるもの丶如く、少しく遲れて水夫も亦罷工の渦中に投じたるを以て、罷業者數は總計八千餘と注せられたり。其他「リッテルトン」に於ける罷工は十一月十八日多數の警官の保護の下に新組合員によりて荷役の復舊せらる丶迄繼續し、「ダニーデン」にては警察力の强固なりし爲め罷工は大事に至らずして鎭定せり。尙總同盟罷工は西海岸地方にも波及し、同地方にては礦山、製錬所等も數週間閉鎖せられ產業は一時全く休止するの悲境に陷りたり。

次に昨千九百十三年一月二十日の「ウェリントン・イヴニング・ポスト」に掲載せられたる職工組合、組合員並びに罷業者の概數を示すべし但し此數は略ぼ正確に近きが如し

	組合數	組合員數
仲裁法によるもの（登記を經たるもの）	三二二	六〇、六二二人
職工組合法によるもの（登記を經ざるもの）	二四	一一、〇〇〇
總計	三四六	七一、六二二

仲裁法によるもの丶內譯

罷工せる組合　一八
同上組合員數　五、〇〇〇人
從業せる組合　三〇四
同上組合員數　五五、六二二
同盟罷工者數
水夫　二、〇〇〇人
坑夫　四、〇〇〇
埠頭勞働者　五、〇〇〇
其他の組合員　五、〇〇〇
總計　一六、〇〇〇

右の數字によりて看れば罷工者は總ての組合勞働者中の少部分なること明かにして、「オークランド」に於てすら五十五の組合の內罷工を爲したるは十五に止まれりと云ふ。要するに孰れの地方に於ても警官（農民より新募せるもの勘からず）の保護其宜しきを得たる爲め暴行は甚だ少く、所謂「拱手の同盟罷工」（Strike of fold arms）たりしが如し。而して一般に論ずれば總同盟罷工の開始後早くも一週間を出でずして、罷工基金の薄弱なることを自覺せる組合多く之が爲めに罷工の終結を速かならしめたるは疑ふべからざる事實なり。夫は兎に角新西蘭の各港に罷工の普及するに從ひ、其餘燼は更に濠州本土に及び、「シドニー」に於ては埠頭勞働者が新西蘭より來る黑票貨物の荷役を拒絕し、己むを得ず數船の積荷は「ユニオン」汽船會社員の手によりて陸揚せられたる程なりしが、幸に大事に至らずして落着したり。

斯くて新西蘭の罷工は十二月の下旬に入りて漸次終末に近附き、先づ水夫の罷工は十二月十九日、坑夫を除ける他の總ての勞働者の罷工は同二十日を以て解除せらるゝことゝなれり。然れども此は一般的の協約にして實際に於ては斯く一定せず、例へば「オークランド」の總同盟罷工は早くも十一月二十三日に大方鎭靜せるに「ハントレー」の如きは漸く本年一月六日に至り警官の保護の下に百餘人の組合員を有する新組合の手によりて復興せられ、兩三日後に州營礦山の坑夫も亦復業せりと云ふ。要するに各組合は順次仲裁法の登記を經るに至り、全然大同盟罷工の終了したるは本年一月に入りての事なり而して該罷工の失敗に了れるは瞭然たる事實にして、其眞相は次の一通信員の報告によりて知悉するを得べし。即ち『勞働聯合會の首領は全く失敗に了れるものにして管に總同盟罷工の計劃が畫餅に歸したるのみならず、仲裁法の羈絆を脫せしむるの根本的思想も亦全然破壞し去られたり』と論じたり

五

前述せる如く新西蘭に於て總同盟罷工の一敗地に塗れたるは種々の重要なる原因によるものにして、特に其中注目すべきは次の諸點なりとす。

一、勞働聯合會に對して反抗的運動を爲さむとする雇主の團結と決心の鞏固なりしこと

二、政府が適當なる處置を採りしと、且紛議を防遏するに足る十分の權力を有したること

三、農民の奮起して特殊警官又は義勇勞働者となり鎭壓運動に努力したること

四、勞働者階級の間に意見の衝突ありて一致の態度を採る能はざりしこと

最後の點に於て少しく說明せむに、聯合勞働黨は初め傍觀者の地位にありしが、十一月十四日に至り公然罷工に反對の宣言を發表し、其後も屢々意見公表して、聯合會の革命的手段を非難せり。例へば「フォン・バール」の如きは極力聯合會の拙劣なる政策を攻擊して、仲裁法の登記を經ると否とを問はず、勞働協約の廢棄は全然不當なりと痛論し、又和解仲裁法の制定に關して至大の功勞あり同法の父と稱せらるゝ「ミラー」は議會の演說に於て同盟罷工は決して勞働者に利益を與ふるものにあらず、此は過去に於て然るが如く將來に向ふても然るならむと論

じたり。要するに何れの方面に在りても總同盟罷工は非常の謬策として批議せられ、其結果Red Fedは全く其信用を失墜して、新西蘭に於ける「サンヂカリスム」は復た立つ能はざるの打擊を享くるに至れり。即ち聯合會は解散を宣告せらるゝと共に首領の或者は秩序を紊乱し、暴徒を煽動せるてう罪によりて罰金を課せられ或は禁錮の刑に處せられたり。

「マッセー」の政府は斯る困難なる時局に際しても、克く其施設を誤らず、粉擾の擴大を防止し得たるを以て大に世人の信用を博し、其與黨は一段の強盛を加へたるが如し。之に反して其反對黨たる自内黨は甚だしき不利の地位に陷り十二月施行せられたる「リッテルトン」の補缺撰擧に於ても社會民主黨に一嚙を輸するの已むを得ざるに至れり。而して現在に於ける社會民主黨と聯合勞働黨との勢力の消長を考ふるに前者の方大體に於て好望なるが如し。想ふに事情然る所以は勞働者の直接運動なるものは其效果の薄弱なるを認知せられ、寧ろ政治的運動によるの有效なるを確めたるに由るものと云ふべきなり。

仲裁法に對する重要なる修正法案即ち勞働紛議調査法（Labour Disputes Investigation Act）が十二月十五日議會を通過して成法となれり。該法は仲裁法によりて登記せられざる組合並びに勞働者に對して加奈陀法（加奈陀產業紛議調査法並びに其實績に就ては本誌第八卷第六號所載堀江博士論文參照）の主義を採用せむとするものにして、之に隨へば將來登記を抹消せる組合は公告、秘密投票、調査等に關して新法の規定に基くにあらざれば、罷工を爲すの自由を失ふに至るべし。若し此法律が同年に於て一層早く實施せらるゝことゝなりせば、怖らく埠頭勞働者の大罷工は發生せずして止みしならむ。終りに仲裁法の現狀に對して一言せむに、總同盟罷工の結果は同法の效力を一層進捗せしめたりとは多數人士の信ずる所なるが如し。然れども其事實が果して賃銀取得者全般に及べるや否やは尙甚だ疑ふべきの問題なり。從前は仲裁法は寧ろ雇主側に對する强制法規たるの觀ありて、勞働者は雇主に對する武器として其れを利用したるものゝ如くなれども、今日は事情全く一變し勞働者は却て之によりて束縛を受け强制的協約を爲すの地位に陷れるを看るは吾人の洵に一變に感ずる所なりとす。想ふに將來新西蘭に於ける勞働者は益々政治上の運動に努力して其基礎の確立を圖り以て徐に其目的を貫徹するの外他に良策なかるべし、是れ吾人が今後總撰擧の結果に於て注目を要するの理由なりとす。

（附言）本論は主として American Economic Review 六月號所載「ロッシニオール氏」の論文に據り傍二三の著書を參照して草したるものなり。記して以て出所を明かにす

英國法制上警察權の限界

村田岩次郎

一

警察なる觀念に關しては學者間異論なきに非ず、一說に曰く、警察は社會の秩序に對する危害を除去する爲めに直接人の自由を制限する行政權の作用にして、其の危害が人類專恣の行爲に因りて起ると、自然的の原因に因りて起るとを問はずと雖も常に危害除去の目的を以て直接人の自由を制限する作用ならざる可からず、又警察とは全然消極的の觀念にして幸福を增進するが如き積極的の目的を有せず、其の目的の積極的なると消極的なるとは即ち保育行政と警察行政との分るゝ所なり」云々

又一說に曰く、警察が命令强制の權力に依る作